



公益目的支出計画は、一定の期限内に終了させなければならないのでしょうか。



法律上一律の期限は設けていません。

公益目的支出計画の作成に当たり、その実施期間は、各法人ごとにその実情に応じて完了するまでの期限を自ら定め、移行後はその期限内に公益目的支出計画の実施を完了するようにする必要がありますが、一方で公益目的財産額及び公益目的支出計画に記載される事業の収支の状況等は、法人によって千差万別であり、公益法人が一般社団法人・一般財団法人に移行してから一定の年数以内に公益目的財産額に相当する金額を公益目的のために支出しなければならないことを法律で決めてしまうのは必ずしも適当ではないからです。



公益目的支出計画が完了していないのですが、解散することになりました。清算後の残余財産はどのように処分したらよいのでしょうか。



公益目的支出計画が完了しない時点で解散した場合は、その定款の定めが如何にかかわらず、解散した法人が公益目的支出計画に従い公益の目的に支出すべき残額があるときは、その残額に相当する残余財産については、行政庁の承認を得て、当該法人の目的に類似する目的を有する公益法人認定法に基づく公益法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人等か、国、地方公共団体に帰属させなければなりません。



新制度が施行されるまでにどのような準備をしておけばよいのでしょうか。



新制度の概要を定める法律は公布されましたが、制度の詳細を定める政省令や公益社団法人・公益財団法人がどのような税優遇を受けられるかなどについては今後の検討を待つ必要があります。これらについては平成19年度中には明らかになる予定であり、移行期間は5年間ありますので、移行の認定を受けるべきかどうか、また、どう改善したら移行の認定・認可を受けられるかなどについて判断するのはそれ以降でもよいでしょう。

一方で、新制度が施行され、一般社団法人・一般財団法人又は公益社団法人・公益財団法人のいずれに移行しても、必ず守らなければならないことや新たにできるようになることがあります。これはすでに法律で明らかになっていますので、これについては今から十分な検討・準備をすることができます。

たとえば、財団法人は一般社団・財団法人法に基づく評議員を必ず置かなければならないこととなるので、施行後から移行までの間でいつ評議員を置くか、最初の評議員をどのように選任するか、またそれ以降の評議員の選解任方法をどうするか、について検討しなければなりません。また、社団法人であれば、社員や社員総会の権限が法律上明確になりましたので、これについてよく理解しておく必要があります。新制度の詳細が明らかになるまでは、まず、これらのことについて検討・準備しておくことが適当でしょう。

